

(別添13)

事務連絡
令和2年2月25日

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする
児童への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸障害により気管切開を行っている者や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、特に下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点等があれば、下連絡先に御連絡・御相談ください。

記

- 医療的ケア児の新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、手洗いや手指消毒、手袋やマスク等の防護用具の使用を一層徹底するとともに、できる限り子どもの様子を丁寧に観察し、早期発見、早期対応に努める。
- 医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者であるご本人が障害児通所支援事業所や短期入所を利用することは困難であると考えられるため、
 - ・まずはご本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関に相談する
 - ・在宅生活の支援について相談支援事業所などとよく相談し、訪問看護や居宅介護などの利用を検討する等により対応する。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- ・児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

(令和2年2月25日文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線3037, 3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和 2 年 2 月 25 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。
重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24 時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

事 務 連 絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内２９１８）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３７９４

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内２５３３）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３３９５

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３７４２

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内３７６０）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３３８８

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内３３７０）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３３８７

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内３３４７）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３３８９

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内２９３９）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：０３－６７３４－３７１５

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：０３－６２５７－３０９５

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

FAX：０３－３５８１－２５２１

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び 2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

（発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について）

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

（教職員における感染対策について）

6. 上記 1. から 5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

（教員の加配について）

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係

03-5253-4111（内線2038） teisu@mext.go.jp

（補習等のための指導員等派遣事業について）

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係

03-5253-4111（内線3704） ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。